

国土交通大臣 石井 啓一殿

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

山積みの問題を放置したまま中部横断自動車（長坂～八千穂）の 環境影響評価方法書を送付した国交省への抗議と要請文

私たちはこれまで中部横断自動車道（長坂～八千穂）の八ヶ岳南麓での建設計画に関して、国交省道路局に「計画段階評価の問題点」の意見書を提出し、住民アンケート実施の際の問題点をはじめとして「新ルート帯関係図の改ざん」など多くの問題点を指摘して繰り返し説明を求めてきました。その後も、地元説明会の当初に示されたルート帯の他に「消されたルート案」が存在していることを明らかにし、複数ルート案が提示されず比較評価の機会が与えられなかったことなど国交省の公共事業評価制度の「構想段階における住民参画型道路計画ガイドライン」（以下ガイドラインという）や建設計画の進め方等に関わる様々な問題点を事実に基づき指摘してきました。それに対して国交省道路局（本省）・関東地方整備局・甲府河川国道事務所・長野国道事務所は未だに明確な説明と回答をすることができない状況にあります。計画段階評価の開始以降も住民の意見は反映されず、問題が解決されないまま長期間こうした状態が続いています。さらに現在も新たな問題点が発見されています。こうした状態は国交省自らが定めたガイドライン（指針）の軽視・違反であり、強く抗議します。

1. 12.11 公開ヒアリングでの 21 質問項目に速やかに正式文書での回答を求めます

沿線住民の会では昨年12月に超党派国会議員の同席のもとで公開ヒアリングを開催しました。出席した国交省道路局（本省）の課長補佐等担当者に対しては、直近の問題点も含めた質問事項を事前に提示し説明と回答を求めました。そしてその場で国会議員から、中部横断自動車道（長坂～八千穂）に関する21項目の質問事項（別紙添付1）についてヒアリングで説明した内容とそれに対する住民からの再質問に対する回答も含め文書で回答するよう要請があり、国交省の担当者は了解しました。

再三の国会議員の催促により、2月5日に国交省道路局から回答書（別紙添付2）なるものが国会議員事務所を通じて送られてきましたが、その文書はいつの何に対する回答なのか表題の記載もなく、誰宛てに出されたものなのかも無記載、日付もなく発行部署名や文書責任者の氏名も記載されていないもので、公務員が職務上作成したとは言えない文書です。

関東地方整備局道路計画第一課の課長補佐及び専門員や関係する国道事務所の担当者に問い合わせたところ、国道事務所の地域防災調整官と中部横断自動車道推進室長は「既に整備局へ業務メールで回答内容について報告し、関東地方整備局からは回答内容についての質問も受け、何度もやりとりしている」と回答し、関東地方整備局担当者も「今、幾度となく回答内容についてのやり取りを行い、質問項目に答えるべく対応している」と答えています。この事実を踏まえると、すでに21の質問項目についての検討は終了しており、回答は出来るはずですが、それなのに7か月以上経過した現在でも21の質問項目についての正式な回答はなく、国交省は建設計画にかかわる重要な質問項目について説明をすることができないのです。国交省道路局・関東地方整備局・甲府河川国道事務所・長野国道事務所は八ヶ岳南麓を横断する高速道路建設計画の妥当性、必要性等を全く説明できないまま、どうしてもこの計画を進めることができるのでしょうか。本件建設計画に係る公共性・公益性をも問われる事態と言えます。この件に関する説明を求めます。

2. 方法書の送付は国民との関係を壊す行為です。これに抗議し、説明を求めます

国交省関東地方整備局の課長補佐は6月26日、沿線住民の会へ「21項目の質問事項について説明をしたいので、7月中に日程調整をさせてほしい」と電話連絡をしてきました

た。その舌の根も乾かない2日後の6月28日に、国交省は山積みの問題を放置したまま中部横断自動車道（長坂～八千穂）の方法書（事業者案）を山梨・長野両県に送付しました。このような対応は、話し合いの最中に相手を殴るに等しい行為であり、住民参画での対話を基本として解決を図ろうという姿勢を放棄したものであることは明らかです。国交大臣、国交省は昨年7月、山梨県知事・長野県知事との面談時に「住民への丁寧な説明が必要」と表明してきましたが、それを全く反故にする対応と言わざるを得ず、相互の関係を根底から壊してしまう行為です。私たちは国交省のこのような対応に強く抗議し、このような状況の中でどうして環境影響評価の方法書を送ってしまったのか説明を求めます。

国交省からの方法書の送付を受けて両県は、これまでの国交省による中部横断自動車道建設計画における瑕疵等の検証を一切行うことなく、関係住民に対して方法書を公表し説明会を開催するとしています。しかし国交省長野国道事務所は6月中旬までは、沿線住民の会からの問合せに対して「長野側の方法書はまだ作成していない」と回答していました。その矢先の6月28日に送ったという方法書（事業者案）とは一体どのような内容の方法書なのでしょう。国交省の各所管内で環境影響評価の方法書の内容についての検討・協議を行った経緯と内容及び環境影響評価の方法書を両県に送付することを決定した政策上の意思決定に至る過程と協議内容について改めて説明を求めます。

3. 唐突な「都市計画」の持ち出しは国交省の責任逃れに他ならないと考えます。両県の都市計画の応諾経緯と都市計画と高速道路建設計画に係る環境影響評価との関連について具体的に明確な説明を求めます

もともと山梨側北杜市や長野県境の南牧村等は小海町の一部を除き都市計画のエリアではなく、2013年1月から2月に行われた国交省主催の地元説明会では、当時の国交省甲府河川国道事務所の事業対策官は「この地域は都市計画のエリアではない」と公言しています。地元説明会には山梨県及び北杜市も出席していました。にもかかわらず都市計画エリアではない地域に今回「都市計画」を唐突に持ち出してきたのは、道路建設計画において重要とされている環境影響評価を形ばかりで済ませ、早期整備を進めるための口実にすぎないことは明らかです。

沿線住民の会は7月2日に山梨県県土整備部都市計画課と面談を行いました。県の担当者は中部横断自動車道（長坂～八千穂）の建設計画の経緯や指摘されている問題点等について全く知りませんでした。ただ環境アセスを進めるために都市計画を行うとの発言に終始し、都市計画と高速道路建設計画、環境影響評価との関係法令に基づく説明や都市計画本来の構想・計画についても説明に窮する状況でした。更に、建設予定地である山梨県北杜市・八ヶ岳南麓において地上型太陽光発電施設の乱立により自然や生活環境等に深刻な問題をもたらしている現状や、全線高速道路建設計画の山積する深刻な問題点を全く把握・調査・検証していないことも明らかとなりました。また、本計画及び進め方に重大な瑕疵があり、当該住民、別荘所有者や二地域居住者、商店等の事業者や農業生産者等が長年にわたって具体的に問題を指摘し要請を行っていることさえも全く認識もしていませんでした。

はるか20年以上前の計画をただ「山梨県の悲願」だからとして、時代の変化や北杜市の現状を踏まえず、都市計画の構想や高速道路建設計画との関連についても説明できない状況で、早期整備のために都市計画を持ち出し山梨県と国交省が一体となって強引に進めようとしていることは許されません。

沿線住民の会では、山梨県と長野県の都市計画の手続きに承諾し環境影響評価の方法書を送付した関東地方整備局道路部道路計画第一課の課長補佐及び専門員にも、国交省としての意思決定する際の協議の内容や経緯そして具体的な説明を求めています。未だに明確な説明が出来ない状態です。関東地方整備局の課長補佐をはじめとする道路計画第一課に本件建設計画の根拠法令等についてレクチャーを求めた際も、説明・回答に3週間以上を要しました。また、今回の件についても「道路局企画課課長補佐とも相談して行っている。今後も私と国道事務所に対応します」と言うだけで具体的な返答や説明はできません。地元国道事務所の担当者も同様で、いまだに環境影響評価法、都市計画法、関連

通知等に関連して現状についての具体的な説明を求めても説明できず、「調査しています」と繰り返すだけです。

その上、幾度となく説明を求めるとしても電話をかけても担当者につながらず、説明を受ける機会を不当に奪われ、権利が侵害されている状態です。国交省及び両県の説明責任は果たされておらず、私たちをはじめ多くの住民等がこの事態を心配し不安と怒りをつのらせ、また多大な不利益を被っている現状です。これが国交大臣、国交省が表明している丁寧な対応だと言えるのでしょうか、説明を求めます。

繰り返しますが5月21日両県知事が国交大臣を訪問し突然に持ち上がったこの事態に、国交省及び山梨県、長野県そして北杜市をはじめ、中部横断自動車道建設計画に関連して都市計画手続きの対象になった甲斐市、韮崎市も妥当性のある説明はできない状況です。更に山梨県からは北杜市など関連市へ「中部横断自動車道の環境影響評価を進めるため、都市計画手続きを行う。山梨県がすべて手続きをやるから・・・」と話があったとのことです。これまでも道路行政に関連する手続きの過程で、「高速道路建設ありき」とした対応がされてきましたが、今回の事態も同様であり許されないことです。

山梨県知事は不利益を被る当事者である住民等との面談を拒否し、知事の支持者及び支持団体と思われる沿線以外の住民・団体の代表らとは面談をしたことが地域誌で取り上げられました。地元ではこうしたやり方に反発が起っています。

4. 環境影響評価に係る一切の手続きを直ちに停止し、建設計画自体の見直しを求めます

私たちは国交省に対し、環境アセスの手続きを始めるよりも先にまずこの建設計画の問題点を直視し、当該住民への説明責任を果たし、危険な建設計画ルート案（地形に沿っていない無理なルート選定、広範囲に及ぶ盛り土、建設すれば高度は日本で最高の約1350mとなり標高差のある高地での建設計画への懸念、高速道路ではありえないほどの急勾配の箇所が複数あること、橋梁箇所も多く冬季凍結の問題等があり暫定片側一車線の危険な道路・使えない道路と専門家からも指摘されている）で進められようとしているこの建設計画に係る一切の手続きを直ちに停止し、建設計画自体の見直しを求めます。

適正な手続きも踏まらずに強行され、一部に偏した利益誘導とも思われる八ヶ岳南麓に多大なダメージを与える全線新設高速道路建設ではなく、北杜市に既にある県道28号や八ヶ岳広域農道、旧清里有料道路、更に現在改良・改修を行っている国道141号など複数ある現道の老朽化・災害対策に係る整備を図り活用することこそがいま求められている真に必要な道路政策です。高速道路新設でなく、現道活用こそが地方にとって有用な道路対策であり、ミッシングリンクの解消ともなると考えます。これは平成26年4月に社会資本整備審議会道路部会の「最後の警告ー今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ」の提言でも指摘されていることです。

私たちは八ヶ岳南麓の自然・景観、豊かな生態系や森と水、そして私たちの地域と生活が守られることを強く願って取り組みを続けます。

添付資料

- 添付資料1 2018年12月11日公開ヒアリングの際の21質問項目
- 添付資料2 2019年2月5日 国交省道路局企画課が「回答書」として提出した文書 (A4/3枚)

【連絡先】 山梨県北杜市 中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会 連絡担当 佐々木郁子 TEL 0551-47-6260
--